地域計画変更の流れ（高山市）

変更・協議事項の事例	開催案内（規則第16条第2項）	協議の実施（法第18条）	公表（法第18条）	変更案作成	意見聴取（法第19条第6）	公告（法第19条第7項・8項）

地域農業の将来の在り方に影響が大きい 変更など、地域全体で協議する場合

定期開催 5年毎

- 地域計画の全体見直し
- 農業の方針変更
- 大幅な区域変更

農業関連の方針変更 や主要な担い手・地域農業の将来への影響が大きい変更

随時開催 年度末変更

- 大規模な基盤整備
- 大規模な新規参入
- 大規模転用

地域農業の将来の在り方に影響が小さい変更（ブラッシュアップ）

随時開催 年度末変更

- 各改良組合等で話し合い（任意）
- 事業実施に伴うブラッシュアップ

協議の場を開催しない

地域農業の将来の在り方に影響が小さい個別変更、農業委員会に上程する案件、実質的な変更を伴わない 変更

随時審議 年度末変更

- ○農業委員会に上程する案件
- ・農地法や中間管理事業による耕作者変更や編入
- ・農地転用や農振変更による除外
- ○実質的な変更を伴わない変更
- ・地域の名称や地番の変更
- ・団体の法人化

11月〆切

変更申出 → 協議の場を開催

- HP等のほか、関係機関への周知 ～1月上旬 → 協議結果の公表（1月下旬）

変更申出 → 協議の場を開催

- 開催日時・場所をHP等で公表 12月～
- 対面協議 市内10か所

変更申出 → 簡易な方法で開催

- 書面・HP等で公表 1月上旬～
- 一定期間意見を募集
- 事前の協議開催通知に代えて2週間程度の募集期間を設ける → 協議結果の公表（1月下旬）

変更申出 → 協議の場を省略

- 毎月実施
- 案件ごとに農業委員会で審査
- 農業委員会に上程する案件は、同時に地域計画変更の妥当性についても審議する → 一括変更

変更案の作成（1月下旬）

関係者への意見聴取（2月下旬）

変更案の公告・縦覧（2週間）（2月下旬）

意見の公告・写しの交付（3月下旬）